

○農林水産委員会

内閣提出法律案（一件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	院議先	提出月日	参議院	衆議院	備考
102国会 83	農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案	（衆）	六〇、四二〇	六〇、三一九 六〇、三一九 修正 六〇、三一九 修正	六〇、三二〇 六〇、三二〇 修正 六〇、三二四 修正 六〇、三二三 修正 六〇、三三六 修正	百二回国会 衆本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明 百三回国会 衆本会議趣旨説明 六〇、三一九 衆本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明 衆本会議趣旨説明

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（第百二回国会閣法第八三号）

要旨

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図

るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、農林漁業団体職員共済組合の組合員等についても国民年金法による基礎年金の制度を適用するとともに、共済年金については基礎年金の上乗せとしての給与比例年金とする等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、農林漁業団体職員共済組合法改正関係

1 給付に関する通則

給付額の算定の基準となる平均標準給与月額、組合員であつた間の全期間の標準給与月額の平均とする
こと。

また、給付の種類は、退職共済年金、障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金とすること。

2 給付に関する事項

(1) 退職共済年金は、組合員期間等が二十五年以上である者が退職した後、六十五歳に達したとき、又は六十五歳に達した日以後に退職したときに支給すること。その額は、平均標準給与月額の千分の七・五に組合員期間の月数を乗じて得た額（厚生年金相当部分）と、平均標準給与月額の千分の一・五（組合員期間が二十五年未満のときは千分の〇・七五）に組合員期間の月数を乗じて得た額（職域年金相当部分）との合算額（ただし、一年以上引き続く組合員期間を有しない者には職域年金相当部分は支給しない）とし、さらに妻子にかかる加給年金を設けること。

なお、昭和八十一年までの二十一年間で、厚生年金相当部分の乗率は、千分の十から千分の七・五まで逓減し、また、職域年金相当部分の乗率は、千分の〇・五から千分の一・五まで逓増するよう施行日における年齢に応じた経過措置を行うこと。

(2) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、六十歳に達した後、退職したとき、又は退職した後、六十歳に達したときは、当分の間、六十五歳まで独自の給付として退職共済年金を支給すること。

(3) 障害共済年金は、組合員である間に生じた傷病により、政令で定める障害等級（一〜三級）に該当する程度の障害の状態になつたときに支給することとし、その額は、厚生年金相当部分の額と職域年金相当部分の額との合算額（一級障害はその一・二五倍）に加給年金額（一、二級障害に限る）を加算した額とすること。ただし、組合員期間が三〇〇月未満の者については、三〇〇月とみなして計算すること。

なお、職務等により傷病となつた場合、職域年金相当部分の額について一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

また、障害一時金は、組合員が退職したときに、政令で定める一定の障害状態にあるときに支給すること。

- (4) 遺族共済年金は、(イ)組合員又は一、二級の障害共済年金の受給権者等が死亡したとき、若しくは(ロ)退職共済年金の受給権者等が死亡したときに、その遺族に支給することとする。その額は、退職共済年金相当額の四分の三とし、(イ)の場合、組合員期間が三〇〇月未満のときは三〇〇月とみなして計算すること。

なお、職務等による傷病により死亡した場合、職域年金相当部分の額について一定の割増しを行うほか、最低保障額を設けること。

また、子のない寡婦が受給する場合、四十歳から六十五歳に達するまでの間、年額四十五万円の加算を行うこと。

- (5) 組合員等が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、退職共済年金額等の一部を支給しないこととする。

- (6) 既裁定年金については、昭和六十一年四月分以後、

その額をいわゆる通年方式による年金額に改定すること。ただし、この額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもつて改定後の年金額とすること。

- (7) 施行日前から引き続き組合員である者のうち、退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日後に退職共済年金を受ける場合には、その受けるべき年金額が、施行日の前日において退職したならば受けることができた退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもつて退職共済年金の額とすること。

- (8) 既裁定年金額の改定は、年平均の全国消費者物価指数が5%上昇又は低下した場合に自動的に行うこととする。ただし、(6)の従前の年金額及び(7)の年金額については、自動改定を行わないこと。

3 費用負担に関する事項

- (1) 掛金は、組合員と事業主が折半して負担すること。
(2) 国は、毎年度、基礎年金拠出金の三分の一に相当する額を補助すること。

二、関係法律の整備等

- 1 国民年金法を改正し、農林漁業団体職員共済組合の

組合員及びその被扶養配偶者を国民年金の被保険者とする等の措置を講ずること。

2 厚生年金保険法を改正し、退職共済年金等と老齢厚生年金等との間の併給調整を行う等の措置を講ずること。

なお、衆議院において、国民年金法等の一部を改正する法律案に対する第百二回国会での本院における修正に伴い、所要の規定の整備等を図るための修正が行われている。

三、施行期日

昭和六十一年四月一日から施行すること。

修正要旨

一、農林漁業団体職員共済組合法の年金額の改定については、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならないとする原案の規定を改め、「生活水準」の下に「賃金」という文言を加えること。

二、職域年金相当部分の年金額については、組合員期間二十五年以上で厚生年金相当部分の二割相当としている原

案の規定を改め、これを二十年以上とすることとし、これに伴い所要の修正を行うこと。

三、本法律施行日前の期間を有する組合員の平均標準給与額の計算については、五年間平均補正方式を採用することとしている原案の規定を改め、これに加えて個人ごとの全期間平均方式による額を参酌した調整を行うこと。

委員長報告

ただいま議題となつております議案のうち、農林水産委員会で議了致しました農林漁業団体職員共済組合法改正案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告致します。

本法律案は、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度一元化等の改革の一環として、農林漁業団体職員共済組合法に基づく給付の適正化を図るとともに、農林漁業団体職員共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、内閣委員会、地方行政委員会

及び文教委員会と連合審査を行うとともに、公的年金制度一元化の今後のスケジュール、国鉄共済への対応と政府統一見解の意味、職域の独自性を反映させる方策、社会保障制度審議会の指摘に沿った関係者への理解の求め方、本改正における既得権及び期待権の保障のされ方、標準給与月額を全期間平均とする際に用いる補正率の見込み、給付水準のあり方と負担の適正化、本改正が年金財政に及ぼす影響、いわゆるつなぎ年金に対して国庫補助がなされない理由、定年延長の実態と年金支給開始年齢上げとの関係等各般にわたる質疑が行われました。

質疑を終わりましたところ、自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合を代表して北理事より、年金額の政策改定の要素に賃金を加えること等を内容とする修正案が提出され、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣の意見を聴きましたところ、やむを得ない旨の発言がありました。続いて、討論に入り、原案及び修正案について、日本社会党を代表して稲村委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して星理事より賛成、公明党・国民会議を代表して刈田委員より反対、民社党・国民連合を代表して田淵委員より賛成、日本共産党を代表して下田委員より反対

する旨の発言がありました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案及びこの修正部分を除く原案は、いずれも多数をもつて可決すべきものと決定致しました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘各派共同提案による十二項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告致します。